

議員提出議案第 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

別紙、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議決されたく、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者 加西市議会議員 井上 芳弘

賛成者               〃               深田 真史

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「475,000 円」を「427,500 円」に、「400,000 円」を「360,000 円」に、「369,000 円」を「332,100 円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。